

新				旧			
	<p>年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p>7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 598,000円</p>	<p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2		<p>年間 12,947,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 9,416,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 1,078,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 784,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p>		
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>3,963,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p>7,424,000円</p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2	里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p>3,995,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p>7,701,000円</p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新				旧			
	(経過措置分)里親支援事業				(経過措置分)里親支援事業		
	次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3		次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3
	1 基礎研修				1 基礎研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円		
	2 専門里親研修				2 専門里親研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円		
	3 里親養育相談事業				3 里親養育相談事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円		
	4 里親養育援助事業				4 里親養育援助事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円		
	5 里親養育相互援助事業				5 里親養育相互援助事業		
	1か所当たり 510,000円				1か所当たり 510,000円		
	(経過措置分)里親委託推進事業				(経過措置分)里親委託推進事業		
	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2		児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2
削除	削除	削除	削除	地域生	次により算出した額の合計額	地域生活・自立	1/2

新				旧			
				活・自立支援事業(モデル事業)	1 運営費 1か所当たり 7,905,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	
基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 471,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1/2	基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 505,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1/2
身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する

新					旧				
				場合 2/3					場合 2/3
DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10	DV・女性保護対策等支援事業	婦人相談員活動強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10
売春防止活動・DV対策機能強化事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	<p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、</p>	5/10	売春防止活動・DV対策機能強化事業		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	<p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、</p>	5/10

新		旧	
B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄)	需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄)	需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費
年額 444,000円		年額 444,000円	
C型(その他の県)		C型(その他の県)	
年額 338,000円		年額 338,000円	
(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)
1施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した額とすること。		1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した額とすること。	
2 配偶者からの暴力対策機能強化事業		2 配偶者からの暴力対策機能強化事業	
(1) 休日夜間電話相談事業	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金と)	(1) 休日夜間電話相談事業	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金と)
① 休日電話相談		① 休日電話相談	
9時～18時(8時間実施)		9時～18時(8時間実施)	
月額 54,600円		月額 53,200円	
② 休日夜間部分実施		② 休日夜間部分実施	
18時～22時 月額 27,300円		18時～22時 月額 26,600円	
18時～20時 月額 13,650円		18時～20時 月額 13,300円	
③ 平日夜間部分実施		③ 平日夜間部分実施	
18時～22時 月額 58,300円		18時～22時 月額 57,000円	
18時～20時 月額 29,150円		18時～20時 月額 28,500円	
(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報酬費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報酬費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)
年額 800,800円		年額 815,610円	

新				旧			
	(3)配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料			(3)配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、使用料及び賃借料	
	(4)専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金			(4)専門通訳者養成研修事業 年額 684,540円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、賃金	
	(5)法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			(5)法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	